



八王子市青少年健全育成基本方針

家庭・学校・地域・行政の連携のもと健全な「はちおうじっ子」を育てよう

次代を担う青少年が意欲や自信をもって健やかに成長し、自立した心豊かな社会人になることは、市民すべての願いです。

本市の青少年健全育成の目指すところは、青少年が様々な人と関わりながら、豊かな人間性や、判断力、健全な心と体を獲得し、自ら力強く生きるとともに、新たな時代を切りひらく力をつけていくことにあります。

そのためには、基礎となる家庭での教育の充実と、それを支える地域ぐるみのつながりを育む環境づくりが必要です。八王子に暮らす大人一人ひとりが担い手になります。

子どもたちのために、それぞれが持ちうる力によって、心を通わせ理解しあえる豊かな地域社会を構築していきたいと考えています。

八王子市では青少年の健全育成を推進していくために、家庭・学校・地域、そして、市及び関係行政機関の役割とそれぞれの責任ある行動の基本となる方針を掲げました。

ともに手を携え、この方針を実現していくことで、意欲あふれる健やかな「はちおうじっ子」を育てていきます。

◎ 家庭の役割

子どもの健やかな成長の基本

- ・ 親から子へ伝えよう、思いやり・感謝の気持ちの大切さ
- ・ おはようから始まる基本的な生活習慣と家族でつくる、みんなのきまり
- ・ 地域に目を向け、親子で一緒にやってみよう

◎ 学校の役割

家庭・地域とともに、生きる力を育む教育

- ・ 学ぶ意欲や豊かな心を育む教育
- ・ 健やかな心と体を育む体験活動の充実
- ・ 地域とつながる学校づくり

◎ 地域の役割

一人ひとりの力を持ちより、高める地域の子育て力

- ・ 地域の大人が手本となって続けていこう、あいさつ・声かけ
- ・ 青少年が活躍できる地域づくり
- ・ 人とひととのつながりで広げていこう、地域の安全・安心

◎ 市・関係行政機関の役割

連携とサポート体制の充実

- ・ 家庭・地域・学校をつなぐコーディネート機能の充実
- ・ 青少年健全育成活動の支援
- ・ 人材育成支援と情報提供の充実

つながりひろがる 思いやりの心～健全育成推進区域の取組～

八王子市健全育成推進区域とは、八王子市における青少年の健全育成についてのモデル地区のことです。令和6年度(2024年度)は、第三地区でした。地区での取組について、八王子市青少年対策第三地区委員会 末永会長に聞いてみました。

「第三地区では、『いずみの森サマーフェスティバル』、『いずみの森わくわくランニング大会』を実施しました。これは、多様な文化・スポーツ体験や、地域の方々との交流を通し、子どもの思いやりの心を育むものです。参加者を楽しんでもらえるよう工夫を凝らしたこともあり、両イベントあわせ約1,000名もの参加がありました。

子どもが楽しげに地域の大人と交流しながら、思

い思いに自分を表現していたのが印象的でした。日常では得られにくい体験の機会を提供できたと思います。また、子どもに運営に協力してもらうなど、様々な取組により、地域の一員としての意識を高めることもできました。さらに、多くの大人が関わったことで、地域の横のつながりも生まれました。今後も、この流れを止めることなく、地域ぐるみで子どもの健全育成を進めていきたいです。」

令和7年度(2025年度)は、「第五地区」

令和7年度(2025年度)は、第五地区に決定しました。第五地区では、音楽を通して青少年の健全育成を図るため「ふれあいコンサート」を計画し、地域に思いやりの心を広げていきます。

八王子市青少年健全育成基本方針 令和7年度(2025年度)重点目標

みんなでつないでいこう 思いやりの心

みんなで「思いやりの心」を育む環境をつくらう!

「思いやりの心」とは、相手の立場に立ってものごとを考える心のことです。子どもは、家庭・学校・地域での人との関わりの中で、相手の立場で考える習慣を学び、健やかに成長していきます。

この「思いやりの心」を育むためには、家庭や学校だけではなく、地域之力も必要です。市では、地域の方々には日々の声かけ、家族で参加できる行事の実施など、子どもの健やかな成長を支える環境づくりに努めて欲しいと考えています。

家庭・学校・地域・行政のみなで、子どもが健全に育つ環境をつくっていきましょう。

いじめを許さないまち八王子

「いじめを許さないまち八王子条例」を聞いたことがありますか?

この条例は、「いじめを絶対に許さない」という理念のもと、いじめが起こらない環境づくりや、大人・子どもの責任や役割などについて定めたものです。市では、いじめのない健全な環境をつくるために大切な「思いやりの心」の育みを重点目標にすえ、推進しています。

① 関連情報

いじめを許さないまち八王子条例



八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針



ひとりで悩まず、相談しよう!

不安や悩みは、誰にでもあります。不安や悩みがあるときは、身近にいる信頼できる大人や、次の相談窓口にご相談してみましょう。SNSや24時間対応の窓口もあります。気軽に悩みや気持ちを伝えてみてください。

生きづらさに関する相談

| ところといのちのほっとライン (東京都保健医療局)

🕒 12:00-翌朝5:30 📞 無休
☎️ 0570-087478 LINE 相談



非行・闇バイト・犯罪被害等に関する相談

| ヤング・テレホン・コーナー (警視庁少年相談係)

🕒 24時間対応 📞 無休
☎️ 03-3580-4970

| 八王子少年センター (警視庁少年育成課)

🕒 8:30-17:15 📞 土日祝日・年末年始
☎️ 042-679-1082

いじめに関する相談

| 東京都いじめ相談ホットライン (東京都教育相談センター)

🕒 24時間対応
📞 無休
☎️ 0120-53-8288 メール相談



| 八王子市子どものいじめ相談 (八王子市経営計画課)

🕒 8:30-17:00
📞 土日祝日・年末年始
☎️ 042-620-7499

子どもの学校・家庭生活に関する相談

| 総合教育相談室 (八王子市教育センター)

🕒 8:30-17:00
📞 土日祝日・年末年始
☎️ 042-664-6949